

保 福 第 7 1 9 号
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

各社会福祉施設等
施設長・管理者 様

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
岡山県保健福祉部長
(公 印 省 略)

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について

社会福祉施設等の皆様におかれましては、平素から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に取り組んでいただいております。深く感謝申し上げます。

このたび、国から、別紙のとおり、高齢者施設等への検査を徹底するよう通知がありましたので、各施設の施設長及び管理者におかれては、次の点を徹底くださるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 毎日、少なくとも1日2回、全ての入所者の体温を測定し、新たな咳嗽や呼吸苦などの症状がないか確認し、記録すること。また、職員についても同様に体調の確認と記録を行うこと。
- 2 管理者は、日ごろから職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- 3 入所者又は職員等に発熱等の症状が出た場合は、速やかに発熱患者等の診療・検査医療機関を受診させること。特に、職員等については、発熱等の症状がある場合は出勤させず、速やかに診療・検査医療機関を受診するよう指示すること。なお、診療・検査医療機関は非公表の医療機関もあることから、近隣の診療・検査医療機関を探す場合は、所管の保健所又は県対策本部事務局に照会されたい。
- 4 感染が判明した場合は、その翌日中には濃厚接触者に限ることなく、接触のあった可能性がある入所者及び職員等の全員の検査を実施することとしているので、具体的には保健所の指示に従っていただきたい。
- 5 感染者が発生した施設には、県の感染対策専門家チーム（医師、看護師）を派遣して、感染拡大防止策等の助言をすることができるので、必要な場合は、県対

策本部事務局へ要請されたい。なお、県の判断により要請がなくても派遣する場
合があるのであらかじめ御了承いただきたい。

【添付書類】

○「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和2年11月19日付け厚
生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）

（※）当該事務連絡において、「高齢者施設等」の「等」に、障害者支援施設等
及び児童入所施設等が含まれるとのことです。

○県リーフレット「発熱や風邪のときは「かかりつけ医」等にご相談を！」

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局（統括班）担当：井藤、長佐古 TEL：086-226-7960（直通）
--

事務連絡
令和2年11月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめ、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）等宛に送付されておりますので、貴部（局）におかれては、内容御了知の上、貴管内市町村への周知を行うとともに、衛生主管部（局）と連携し、一層の取組の推進にご協力をお願いいたします。

また、別紙中1.（2）のとおり、自費検査を実施した場合の補助に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用について、管下高齢者施設等に確実に周知いただくようお願いいたします。

なお、別紙の内容については、厚生労働省より別途公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会に伝達済みであること申し添えます。

【別紙】

「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和2年11月19日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事務連絡
令和2年11月19日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 高齢者施設等での検査の徹底

（1）高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口の情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- ・ 医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・ 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

発熱や風邪のときは 「かかりつけ医」等に ご相談を!

風邪・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、
いずれも発熱や咳など初期症状が似ています。
こうした症状がある場合は、無理をして
学校や職場等に行かないようにして、
「発熱患者等の診療・検査医療機関」で
相談・診療・検査をしてもらいましょう。

必ず
電話予約をし
マスクをして
受診してください



発熱や咳などの症状が出た場合

かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医に電話相談

(かかりつけ医が診療・検査医療機関である場合と
そうでない場合があります。
そうでない場合も紹介してもらえます。)

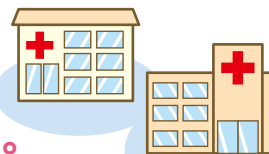
かかりつけ医がない場合

県ホームページでさがす
又は
受診相談センターに電話相談
(裏面に受診相談センター一覧表)

発熱患者等の診療・検査医療機関



県内に350を超える診療・検査医療機関があります。
(このうち、ホームページに掲載しているのは、約100医療機関)



必ず事前に電話をして予約の上、受診してください。



岡山県
OKAYAMA PREFECTURE

受診する診療・検査医療機関をさがす方法

かかりつけ医をお持ちの方は、まずはかかりつけ医にご連絡ください。
かかりつけ医をお持ちでない方や、対応できない時間帯の場合は、下記を参照してください。

岡山県ホームページ

岡山県 新型コロナ



受診相談センター（保健所）

※平日の場合（9:00～17:00）

センター（保健所）名	所管区域	電話番号
岡山市保健所	岡山市	086-803-1360
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9819
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934
備前保健所 東備支所	赤磐市、和気町、備前市	0869-92-5180
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7072
備中保健所 井笠支所	笠岡市、里庄町、浅口市、 矢掛町、井原市	0865-69-1675
備北保健所	高梁市	0866-21-2836
備北保健所 新見支所	新見市	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990
美作保健所	津山市、鏡野町、美咲町、 久米南町	0868-23-0163
美作保健所 勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村	0868-73-4054

受診相談センター（休日）

TEL:086-226-7925（担当医療機関へ転送）

※土曜・日曜・祝日の場合（8:00～18:00）

一般相談窓口（24時間対応）

TEL:086-226-7877

※夜間の場合 健康相談はできません。受診案内のみ。